

平成27年度第9回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 平成27年12月18日(金)午後 2時00分開会

2 場所 佐倉草ぶえの丘研修室

3 出席委員(21名)

1番	今井勝子	2番	田中純一
3番	三橋秀夫	4番	羽根井直子
5番	山崎宏	6番	牛玖泰一
7番	立田三雄	8番	眞野好則
9番	川名部実	10番	池田達男
11番	石渡國男	12番	栗原初男
13番	木内正夫	15番	山本健史
16番	渡貫茂	17番	石田和久
18番	石渡一男	19番	櫻井道明
20番	清宮正	21番	川村文雄
22番	三門増雄(議長)		

4 欠席委員(1名)

14番 市原敏彦

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請
について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 平成27年度第9次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 相川 正巳
主 査 久保木 豊
主査補 青山 昌裕

◎開 会

午後 2時00分開議

◎諸般の報告

○事務局長 本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、平成27年度第9回農業委員会総会を開催させていただきます。

総会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

次回の総会及び調査会でございますが、事前調査会は、1月15日（金）に開催を予定しております。次回の担当は、第2班となります。

総会につきましては、1月22日（金）に開催を予定しております。

次に、平成28年1月26日（火）に、千葉市プラザ菜の花において、市町村農業委員会会長・事務局長会議があり、私と、会長が参加予定でございます。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 師走の半ばを迎えまして、大変忙しい中総会に出席していただきまして、誠にありがとうございます。1年間皆様にご協力いただきありがとうございます。本日は今年最後の総会でございます。慎重なるご審議の程お願いします。それでは会議を始めます。

只今の出席委員は21名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、平成27年度第9回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号、17番「石田 和久委員」、議席番号18番「石渡 一男委員」を会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号、平成27年度第9次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号、農用地利用配分計画（案）に対する意見について

以上、5議案でございます。

なお、議案第1号第2項と、議案第3号第5項は、関連する案件ですので、一括審議とさせていただきます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請及び議案第3号第5項について、事務局より説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第1号の説明

○事務局長 議案第1号につきまして、ご説明させていただきます。

総会議案の1ページ～2ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものです。第1項につきましては、権利者は耕作地の近隣のため耕作に便利のため、義務者は権利者からの要望のため売買による所有権の移転をするものです。第2項につきましては、土地所有者と営農型太

○田中委員 先程、事務局の方から、ここで栽培されるのは茗荷と落花生との事ですが、それで間違いないでしょうか。

○申請人 間違いないです。

○田中委員 そうしますと茗荷と落花生をどのような形で栽培されようとしているのか、現時点で計画を教えてくださいませんか

○議長 申請人

○申請人 茗荷は陰性植物なので一日1時間太陽光に当たるのみで育ちますので、栽培は可能だと、落花生は我々もソーラーシェアリングで栽培するのは初めてで、山武の方で実際2か所位作っているケースがありますので、そこを参考にしながらやってまいりたいと、光合成についても過度な日照も良くないし、少なくともダメですし、この場所に適した作物も試みて行きたいと考えております。

○議長 田中委員

○田中委員 営農型の落花生の栽培の実践があり、それを参考にして考えているとの事ですが、そこで、その方たちに聴くのが一番なんだろうと思いますが、そこで栽培された落花生の収量や品質とか、それらに与える影響は、現時点で生じているのか、そのような事はどうか

○議長 申請人お願いします。

○申請人 まだ、ソーラーシェアリングは何の作物が良いかというデータがありません。ですから、多分大丈夫だろうという判断で初めていますので、是非、温かく見守っていただければと思います。

○議長 田中委員

○田中委員 確かに言われるように営農型の設置の実績は少なく、実際のところやってみないと解らないというところだと思います。一般的に考えると我々が作物を栽培するなかで、できるだけ耕作に支障がないように施設は作らない、それが一般的な考え方でありまして、それで、土地を有効的に使用したいというのは、重々解るのですが、この土地は農用地区域に指定されていて、農地法、農振法で規制がかかっている区域で、一般的な考えは農業を優先する区域な訳で、その中でやられるのですから、栽培作物の変更も視野に入れているとの事ですが、農業生産法人と

してやられていくのですから、是非成功していただき、モデルになるような形態に育っていただきたいと思います。最後をお願いなんですけど
その中で、若干施設での心配がありましたので、その辺の考え方、何かあれば教えていただきましたのですが

○議長 申請人

○申請人 田中委員のおっしゃるとおりでございます。もちろん農業に関しては私が行います。ソーラーの下につきましては農地ですので、耕作していきますのでよろしくをお願いします。

○議長 他にご質問はございますか、ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

————（申請人退席）————

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第1号第2項及び議案第3号第5項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第2項及び議案第3号第5項は、許可相当と決しました。

○田中委員 議長すいません、発言してもよろしいですか

○議長 はいどうぞ

○田中委員 ただいまの案件ですが、書類等は揃っているのですが、事務局は、案件としてかけたのですが、通常一般的に考えると、営農型発電は、営農上からすると難しい施設ですので、県に進達する際、委員会の方で意見を付す事は出来ないでしょうか、みなさんよろしいでしょうか

○議長 事務局

○事務局 田中委員からもお話がありましたが、こちらは、農用区域に指定されていますが、農地の有効利用と言う事で、農業だけでは大変なので、農地の上で

の太陽光発電で少しでも農業の副収入を得たいとのこと。市原や館山、この周辺では印西でもやられているようですが、現地の方も私も見ましたが、きれいに管理されておりました。茗荷と落花生ですが、ミョウガは、日陰でも育ちますが、落花生は、日がなければ厳しいかもしれません、千葉県の方でも、毎年収量等の検査があります。1回許可を取れば、大丈夫ではなく、毎年検査がありますので、その辺の事も理解していただき、また、農業委員会事務局の方も、確認しますし、地元農業委員さんも、確認していただきたいと思います。意見を付けられますが、不許可にはできません。

○議長 石田委員

○石田委員 先程も当事者がいる際にお話ししましたが、畑の方はきれいに草を刈ってありましたが、8月に取得してから、隣接の地主からは何度も、草刈りをしてくれと言われていまして、くれぐれも、隣接地主に迷惑がかからないようにと入れていただきたいと思います。

○議長 田中委員

○田中委員 事務局の方からもお話がありましたが、許可にあたっての説明がありました。3年毎に一時転用の見直しがあり、計画通りに栽培されていないと、更新できないと言う事ですが、ある意味、厳しい条件ですね、そして年毎に報告の義務がありますが、この図面を見ますと、ミョウガは大丈夫でしょうが落花生は、厳しいと思います。それなのにあえて落花生を選定したので心配だったのです。あくまで意見なので効力はないのですが、委員会として何も無いと言うのは、どうかと、何らかの意見はつけるべきではないでしょうか、例えば、農業委員会が定期的に現地確認をし、その際に、申請者に協力していただきたい、その辺の懸念があります。また、委員会として指導、助言が必要なのでは

○議長 ただいま、石田委員と田中委員から意見を頂きましたが、田中委員の心配されているのもごもっともなことで、佐倉市としてつけられる意見とつけられない意見がありますので・・・・

○事務局 意見として、農業委員会が定期的に現地確認をし、その際に、申請者に協力していただきたいというのは無理ですが、「隣接耕作者に支障を及ぼさない事」、「適正な農地の管理をお願いします」という意見を付けさせていただくということでしょうか

○議長 そのような形でどうでしょうか、よろしいですか、それでは、続きまし

んでした。開発の際に殻が入っている事が判明しまして、現状工事にあたって、産業廃棄物になりますので、産業廃棄物として処理させていただきます。どこまで埋まっているか解りませんので、工事の際に対応したいと考えております。

○議長 立田委員

○議長 調整池から、流れて行くのは、印旛沼の方に行きますよね、私、土地改良区の役員をやっています、殻の入っている土地にしみ込んだ水が印旛沼に流れれば、沼も汚れるので、工事の際には私の方にも連絡をしていただければと思います。

○議長 申請人

○申請人 ご指摘していただいた内容ですが、雨水は超整地に溜まりますので、あまり影響はないものと思われませんが、その際には連絡させていただきたいと思いません。

○立田委員 解りました

○議長 他に何かありませんか、よろしいですか

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第2号及び議案第3号第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号及び議案第3号第4項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

◎議案第3号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の4ページをお願いいたします。

農地法第5条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

第1項は、■■■■■■■■■■が専用住宅用地として、■■の田224㎡を転用しようとするもので、申請地は、山林や住宅に隣接した小規模な農地で、第2種農地と判断されます。計画としましては、木造2階建、建築面積59.62㎡を建設、生活用雑排水については、公共下水道に接続、雨水については浸透枳により処理するものでございます。

次に第2項は、■■■■■■■■■■が、■■■■の自社用地の隣接地の畑1,482㎡を、資材置場及び駐車場用地として転用しようとするもので、申請地は、周辺に資材置場や住宅がある小規模な農地で、第2種農地と判断されます。計画としましては、敷地内は土のまま使用するので、雨水は自然浸透とするものでございます。

次に第3項については、■■■■■■■■■■が、太陽光発電施設用地として、■■の畑1,262㎡を転用しようとするもので、申請地は、周辺に資材置場や駐車場がある小規模な農地で、第2種農地と判断されます。

計画としましては、1枚/260Wの太陽光パネルを、1,373枚設置、356.98KWを発電する計画でございます。

○議長 ただいま、議案第3号について事務局より説明がありましたが、第1項の実態調査について、三橋委員より報告をお願いいたします。

○三橋委員 議席番号3番の三橋です。議案第3号第1項の調査報告をいたします。

申請者の、■■■■さんと、■■■■さんは、おばあさんと、お孫さんの関係で、■■■■さんが住んでいる、隣の土地に、■■■さんが住まわれる専用住宅を建築するとのことで、申請をされたそうです。

問題はないものと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、三橋委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。よって、第1項は、許可相当と決しました。

続きまして、第2項については、申請人を呼んであります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労様でございます。自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 こんにちは、転用申請の委任を受けています■■■■■■■■の■■と申します。よろしくお願い致します。計画の概要について説明します。場所は佐倉市■■■■350番16、1,482㎡でパイプや柱等の資材及び車両置場として使用いたします。造成計画といたしまして、土を転圧し、隣接境界にはコンクリートブロックにより土砂の流失を防ぎます。また進入路にはジャバラゲートを設け、子供の進入を防ぎます。以上概要となりますご審議よろしくお願い致します。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。今井委員

○今井委員 議席番号1番今井です。■■■■は■■■■よりになると思いますが、ここは畑なんだと思いますが、周辺は畑なのか住宅地なのか、周りの状況が解らないのですが、資材置場だと出入りが危険だと思いますが、周囲に迷惑が掛からない場所なんでしょうか

○議長 申請人

○申請人 隣接は東側に畑があります。隣接地の方々全員からは同意を得ております。周辺の方々に迷惑が掛からないように配慮いたします。

○議長 今井委員よろしいですか、

○**今井委員** 大丈夫です。

○**議長** 他に何かございませんか

———（発言者なし）———

○**議長** ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○**議長** 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○**議長** 挙手全員であります。

よって、第2項は、許可相当と決しました。

続きまして、第3項については、申請人を呼んであります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○**議長** 申請人の方は、ご苦勞様でございます。自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○**申請人** こんにちは、■■■■■■■■の■■と申します。申請の書類の作成をしております。■■■■■■■■の■■と申します。よろしく申し上げます。

事業説明といたしまして、■■■■■■さんの土地を我社で買わせていただきました、その時に私どもの本業が自動車の輸出業をやっているんですが、1万坪の土地を探していたのですが、■■さんから4万坪を買う事になってしまい、その中の一部を今回の申請地といたしました。計画としましては、経済産業省の認可、東京電力さんの売電の申請をし、約356KWの太陽光の発電施設を整備する予定でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

○**議長** ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。栗原委員

○栗原委員 議席番号12番栗原です。今回の建設の予定地の場所、良く解らないのですが、■■■■■■の駐車場の隣接ですか

○議長 申請人

○申請人 現在■■が進入路として使用している道路に隣接した土地です。

○議長 栗原委員

○栗原委員 現在の土地の高さは10.00で計画高は11.80となっていますが、これは土を盛るといことですか。どのような土を盛るのかですか

○議長 申請人

○申請人 購入した土地の面積が大きいものですから、その中の土を利用して、漉き取りその場所に持って行きます。漉き取る土だけで十分足ります。

○議長 他に何かございませんか

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第3項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第4号、平成27年度第8次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。また、議案第5号の農用地利用配分計画（案）に対する意見については関連する案件ですので、一括審議とさせていただきます。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

◎議案第4号及び議案第5号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の11ページをお願いいたします。

議案第4号 平成27年度第9次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、使用貸借権の設定、2件、9筆、地積6,514㎡、賃貸借権の設定、75件、152筆、地積281,709㎡でございます。

詳細でございますが、議案の11ページ～12ページをお願いいたします。

申請番号1番から62番までは、農地中間管理事業を活用するためのもので、期間は、10年間を設定しようとするものでございます。申請番号63番～75番までは、佐倉市内の農業者が借受するもので、期間は5年間～10年間を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

次に、議案の18ページをお願いいたします。

議案第5号 農用地利用配分計画（案）に対する意見につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見を求めるもので、農地中間管理機構から農地を借りうける農業者、1法人2農業者で、賃借権の設定、新規3件、108筆、233,384㎡でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと思われま。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第4号及び第5号について事務局より説明がありましたが、総会議案17ページの申請番号68番～74番については、牛玖委員、山本委員が関係する案件ですので、佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願いいたします。

———（牛玖委員、山本委員退席）———

○議長 牛玖委員及び山本委員が退席いたしましたので、議案第4号及び第5号について審議を行います。何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。
木内委員

○木内委員 議席番号13番の木内です。議案の13ページの賃借料ですが、米2俵相当額と表示されていますが、これは、毎年米の価格が変わると思いますが、その度に変わると言う解釈でよろしいですか。

○議長 事務局

○事務局 そのとおりです農協の米の取引価格が毎年変わるので、変わる度に、賃借料が変わるということです。

○議長 他に何かございませんか。ないようですので、議案第4号及び議案第5号について、採決をいたします。

最初に、議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。よって、原案のとおり決定と決しました。

続きまして、議案第5号について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。よって、原案のとおり承認と決しました。

牛玖委員及び山本委員を入場させてください。

———（牛玖委員、山本委員着席）———

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

◎報告事項の説明

○事務局長

報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の28ページをお願いいたします。

農地法第4条の規定による許可処分取下願についてでございます。

この内容といたしましては、平成20年11月20日の総会で専用住宅用地として、承認をされ、その後、平成20年12月16日付で、千葉県より許可されたものでございますが、今回、申請者の都合により建築計画が中止になったため、取下願が提出されたものでございます。

次に、29ページをお願いいたします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

駐車場用地としようとするもの2件、2筆でございます。

次に、30ページ～31ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの4件、5筆、倉庫用地としようとするもの1件、1筆、事務所及び倉庫用地としようとするもの1件、1筆、分譲住宅用地としようとするもの1件、5筆でございます。

次に、32ページ～33ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

宅地として地目変更申請のあったもの、1件、2筆、雑種地として地目変更申請のあったもの、8件、9筆、原野として地目変更申請のあったもの、2件、2筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

ありがとうございました。

以上をもちまして、第9回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===